

いじめ防止対策推進法

元埼玉県立大宮工業高等学校長 田中 正一

今日、衝撃的ないじめ事件が繰り返し発生し、悲惨な結果がマスコミで報道されている。特に、天津市のいじめによる中学生自殺問題は、事態の究明及び今後の対策が強く求められ、国にいじめ防止の対策を早急に進める大きなきっかけとなった。

これを受けて、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」（3章35条で構成）が平成25年6月28日に公布された。この法律は、公布日から起算して3月を経過した日（平成25年9月28日）から施行した。

また、この法律を受けていじめ防止の国のガイドラインである「いじめ防止のための基本的な方針」を策定し、全国の教育委員会に通知した。（平成25年10月11日）

この方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、同法律第十一条第1項の規定に基づき、文部科学大臣は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したのである。

この方針は、次に掲げる事項を定めとしている。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

以下、学校現場がこの法律と国の基本的な方針に直接関わる部分について示す。

1. 総則関係

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的

な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめについては、学校現場で不十分な解釈があったりして、釈然としない感がこれまでにあった。この法律によって、明確に定義された。いじめの問題は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが前提であり、条文中「心身の苦痛を感じているもの」としているが、陰湿化することによりいじめられた児童生徒がいじめを否定する場合もあることを踏まえ、児童生徒の表情や様子を日常的にきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2. いじめ防止基本方針等

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第十三条では、国の「いじめ防止基本方針」、地方公共団体の「地方いじめ防止基本方針」、を参酌して、学校にも「学校いじめ防止基本方

針」を定めるとしている。

3. 基本的施策

第十五条では、学校におけるいじめの防止のために、全ての教育活動に通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならないとした。

第十六条では、いじめを早期に発見するため、児童生徒等に定期的な調査、通報、相談を受けるための体制を整備するものとした。

第十八条では、教職員は、いじめ防止のための対策に関する研修の実施、資質の向上を計画的に行われなければならないとした。

4. いじめ防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条では、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的かつ公平性を保つため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する外部専門家等により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとした。地方公共団体では、「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発防止のためにいじめを受けた児童生徒等又は保護者に対する支援およびいじめを行った児童生徒等に毅然とした指導を行い、その保護者に助言を行う。いじめが犯罪行為と認め

るときは、所轄警察と連携又は通報することが必要とされる。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第二十六条では、いじめを行った児童生徒等の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずるなどの措置を定めている。

5. 重大事態への対処関係

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「重大事態」とは、同条第一号で「生命、心身又は財産に重大な被害」、第二号で「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされると疑われるとき。」と定め、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することになる。例として、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

また、「重大事態」が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は調

査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

条文中の「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供すると定めてある。

.....

学校現場におけるいじめに関する具体的な対策のポイントを以下に示す。

学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント（文部科学省）

1 いじめの防止

「いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうる。」ので、いじめを未然に防止することが第一の取組である。

未然防止の基本は、児童生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。そのため以下のいじめ防止のための取組を図る必要がある。

- (1) いじめについての共通理解
- (2) いじめに向かわない態度・能力の育成
- (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む
- (5) 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

2 早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識して、ささいな兆候であっても疑い、隠したり軽視することがないように積極的に認知する。

いじめの早期発見のための措置として、定期的なアンケートや教育相談により、日常的にいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、日常での児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノートなどから交友関係や悩みを把握したり、個人面談、家庭訪問等を活用する。これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である。

児童生徒に対して「大したことではない。」「それはいじめではない。」と過小評価せず、真摯に対応することが必要とされる。

3 いじめに対する措置

いじめを一人の教職員で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」と情報を共有する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。「いじめられている生徒にも責任がある。」という考え方はあつてはならず、自尊心を高めるよう留意する。

いじめは、その日のうちに家庭訪問等により保護者に迅速に伝え、徹底して守り通すことや秘密を守ることを約束し、児童生徒の安全を確保する。いじめに関する調査やアンケート等により判明した情報は適切に保護者に提供する。

いじめた児童生徒への指導として、学校の教職員及び外部専門家の協力により、組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する。自らの行為の責任を自覚させるが、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下による指導、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

周りで見ていた児童生徒にも、自分の問題として捉えさせ、はやし立てるなど同調していた児童生徒には、いじめに荷担する行為であることを理解させる。

ネット上のいじめへの対応として、不適切な書き込みについては、直ちに削除させる措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等については、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなどの措置を行う。必要に応じて所轄警察署に通報し援助を求めたり、早期発見の観点から、「学校ネットパトロール」を実施したり、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

4 その他の留意事項

いじめに関する指導記録を保存し情報提供できる体制の整備を図る。また、教職員の共通認識を図るため、いじめに関する校内研修を年一回以上実施する。

学校評価については、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、目標に対する具体的な取組状況や達成を評価し、学校改善に取り組む。

以上、「いじめ防止対策推進法」および「いじめ防止基本方針」は、国、地方公共団体、学校等の役割および責任を明確にした。これを受けて、地方公共団体では、「いじめ防止条例」、「いじめ防止基本方針」等を策定し取り組み始めている。学校現場では、いじめ防止対策としての全教職員の入念な悉皆研修が必要である。

文部科学省による全国の国公私立小中高校等のいじめ調査（平成12年度）の結果、いじめは前年の3倍に近い19万8千件以上に上ることが判明した。学校現場では、いじめはどこにでも起きることを念頭に、いじめ防止対策の定着が急がれる。